

9・22 演説台本

この度は私の発言で、札幌市民の皆様のみならず、全国の皆様に大変お騒がせしたことに、まずお詫びを申し上げます。

各会派から「議員辞職を求める決議案」あるいは「撤回・謝罪を求める決議案」をいただいたことを重く受け止めるとともに、議員の皆様には、発言の機会をいただきましたことにも厚く御礼を申し上げます。

1. Twitter の仕組み

さて、

議場の皆様にまずお尋ねしますが、twitter という言葉を御存じでも、実際にアカウントをもって使ったことがある方がどれだけいらっしゃるでしょうか？

私のツイートの原文をスマホやパソコンでご覧になった方が、どれだけいるでしょうか？

私の発言の謎を解く鍵の一つはツイッターのシステムであります。

「アイヌ民族なんてもういない」

このツイートは、私をフォローしてくれるフォロワーさん（つまり支持者）との個人的なやり取り、いわば1対1の私信であります。

私のツイートは広く世界に向けて主張を述べたのではなく、支持者との個人的なやり取りにすぎません。

ここを一部のマスコミがわざわざ覗き込んで、けしからんと騒いでおられるのが実態であります。

議員と支持者との個人的やり取りにこっそり耳をそばだて、「差別だ」などと騒ぎ立て、さらに謝罪撤回を求めるとは、言いがかり以外の何物でもありません。

2. 民族とは

そのうえで、「アイヌ民族はいない」というツイートの真意をこれからご説明します。

まず、ここにお集まりの皆様は、なに民族でいらっしゃいますか？

私自身は「民族」との特に意識はなく、ひとりの日本人だと思っております。

北海道にアイヌの血を引く人々が大勢暮らしていることは私も知っていますが、アイヌの人々も同じように日本人として暮らしているはずです。

民族を枕詞に続くのは、対立とか、紛争という言葉です。

言語や宗教、文化、生活習慣や歴史が違うため、同化しない集団が民族としてグループ化し、それぞれの権益を争いあう、それが民族です。

わが国のなかで、アイヌの人々が独自の文化経済圏を築いて民族紛争を繰り返しているということがあるのでしょうか？

近隣諸国のような民族紛争や少数民族の差別・弾圧・抑圧など存在しないことは、わが国の誇りであります。

私のツイートは、アイヌ民族を称した不透明な補助制度に問題提起するものであり、アイヌの人々の歴史や文化、尊厳を否定するものではありません。

道内のそれぞれの地域で誇りをもって自らの文化を大切に育てているアイヌの方々には心より敬意を表するものであります。

アイヌの方々は、明治時代より同じ帝国臣民として政府の手厚い保護を受けながら、歴史を重ね今日に至っています。

独自の言語や文化、経済圏を持って民族の権利をことさら主張するような「アイヌ民族」は現在の日本に存在しないのであります。

実際に、アイヌ出身の故・知里真志保・北大教授がいまから半世紀も前に平凡社の世界大百科事典にこう書いています。

「民族としてのアイヌはすでに滅びたといつてよく、厳密にいうならば、かれらはもはやアイヌではなく、せいぜいアイヌ系日本人とでも称すべきものである」

つまり、これは決して私ひとりの特異な意見ではなく、学術的定説なのです。

いまは戸籍謄本にアイヌとの記載はありませんし、就職差別も進学差別もなく、だれもが日本人として自由に等しく平等に暮らしている現代こそが、知里先生の考える理想社会だったのではないのでしょうか。

3. 国会決議について

つぎに、平成20年6月6日の国会決議を「ないがしろにした」と二つの決議案が私を非難していることに反論します。

国会決議の直前まで、政府の方針は、「アイヌの人々は国連宣言に言う先住民族ではない」というものでした。

なぜならば、そのような根拠が歴史的にないからであります。

アイヌ文化期は13世紀ごろからといわれていますが、札幌では旧石器時代から人が住んでいたことが明らかになっています。

これらの人々は、もちろんアイヌではありません。

日本書紀によれば、7世紀、斉明（さいめい）天皇4年の時代にはすで朝廷が北海道の蝦夷から樺太（からふと）の肅慎（しゅくしん）を平定し、後志地方に郡司（ぐんじ）を置き支配していたとの記録があります。

北海道内の史跡として意富比（おおひ）神社に平安時代のわに口が残っていますし、

9・22 演説台本

函館の船魂（ふなたま）神社は 1135 年、知内町の雷公（らいこう）神社は 1244 年に創建されたもので、これらの地ではアイヌの人々より先に和人が住んでいたことを示す証拠であります。

平成 20 年の国会決議は衆参両院ともなんの質疑も行われぬまま、一瞬で簡易採決され、これまでの政府の方針を一日で大転換させました。

「決議案の内容を聞いていなかった」という国会議員が実際におられます。アイヌ民族に関する定義がないまま、そして、アイヌの人々が本当に先住民なのか、国民の中でも大きな疑問があるにもかかわらず、かくも重要な問題が自民党から共産党までそろって仲良く全会一致で可決されること自体に疑問を感じます。

100 歩譲って、仮に決議の内容が正しかったとしても、時代の変遷や世論の変化に合わせて後世の国民により修正が加えられるのは当然のことであって、決して絶対の金科玉条となるべきではありません。

国会決議に異を唱えただけで糾弾され、議員辞職を求められるならば、これはまさに恐怖政治であり、憲法が定める言論の自由はどこに行ったのでしょうか。

言論の自由とは人類の苦難の歴史で獲得してきた基本的人権であり、特に共産党さんはもっともその苦しみを御存じなのではありませんか？

国会決議が平成 20 年に可決された後、旭川アイヌ協議会は過去の「植民地支配」について天皇陛下の謝罪と 5 兆円の賠償などを求める要求書を内閣府に提出しています。

陛下に謝罪を求めるとは、同じ日本国民とは到底思えないわけであります。もちろん、わが国政府がアイヌの人々に対して植民地支配を行った事実はありませんし、アイヌ先住民族論はまさに歴史の歪曲に他なりません。

決議案 号では「アイヌ民族のこれまでの苦難の歴史や権利回復を求める戦いを全否定する差別発言だ」と決めつけていますが、私たちの先達がアイヌの人々を苦しめてきたとの考えはまったく誤った歴史認識であります。

むしろ、明治政府は北方ロシアからの脅威が迫る中、アイヌの人々に農業を奨励し、文化的な教育や医療を施し、同じ帝国臣民として常に温かい支援の手を差し伸べてきたのであります。

アイヌ先住民族化を求める平成 20 年の国会決議は、河野談話や南京大虐殺などと同様に、日本国民の歴史と先達の名誉を不当に貶める原因にもなっており、いずれ歴史的史実に基づいた検証が必要と考えます。

朝日新聞社による従軍慰安婦ねつ造問題も、34 年の歳月を経てようやく歴史が

修正されたことは皆様ご承知の通りであり、政治はたゆまぬ歴史の検証を恐れるべきではありません。

4. 国際連合宣言とは

そもそも平成19年の「国際連合宣言」が定める先住民族とは、

- ・独自の文化伝統を有しながらも、侵略者により土地を奪われ、集団虐殺で民族の崩壊に到った人々

- ・あるいは基本的人権を剥奪され植民地化された人々など

を意味するのであって、国連宣言が定める先住民族とわが国のアイヌの人々はまったく異質なものであります。

具体例を挙げれば中南米のインディオ、オーストラリアのアボリジニ、さらには中国のウイグル人、チベット人などを指すのであって、わが国におけるアイヌはこの定義には当てはまりません。

もし仮にアイヌが国連宣言の先住民族と認められるならば、アイヌ民族の自決権や領土の割譲のほか、アイヌ文化保護のためにアイヌ語による学校教育やアイヌ語による国営放送、アイヌ独自の司法制度など、常識では考え難い要求を国際法に沿ってわが国が受け入れることにつながりかねません。

かような国連宣言は、我が国の内政に不当に干渉するものであり、我が国の安寧と秩序を守る立場から誤りだと考えます。

実際にかつて北海道アイヌ協会札幌支部は、アイヌの自主憲法制定や軍隊、警察、裁判所の設立などを検討していたことが北海道庁の調査で判明しています。一国二制度につながる極めて反社会的思想を持つ団体に札幌市や北海道が多額の公的補助を与えていることの危険性に改めて警鐘を鳴らすものであります。

5. アイヌの定義は

そもそも、アイヌの定義とは

北海道アイヌ協会によれば、

「アイヌの血を引くと確認されたもの、およびその家族・配偶者・子孫がアイヌであり」「養子縁組などでアイヌの家族となったものも含まれる」

ということで、しかもこれは自己申告制であります。

つまり、アイヌの血を引かない人でも家族になれば、アイヌになって政策的優遇を受けられることにそもそもの問題があります。

実際に道内に住む1万人を超えるアイヌの方々の中で、札幌市や北海道の政策的優遇を享受している人はほんの一握りに過ぎないわけであります。

差別がない社会を目指しながら、しかし、行政からの優遇を受けるために自ら

9・22 演説台本

差別を演出しなければならない、これはまさに差別の再生産にほかなりません。すべて日本国民は法の下に平等であるべきであって、理由なき差別・優遇策にはもはや終止符を打つべきだと思います。

さて、今回、札幌市議会が議員辞職決議案を出すことについて、私の手元には札幌市民だけでなく全国、全世界の日本国民から、「辞めるな」「がんばれ」と応援の手紙やメール、電話が数えきれないほど届いています。

数の論理で決議案をまとめ、たとえ私を辞職させられたとしても、それで私が述べた真理が消えることはありません。

私の考えを支持する圧倒的な国民の声が消えるわけでもありません。

わが国では、言論の自由や思想信条の自由が保障されています。

8月16日にこの問題が毎日新聞に報じられてから一か月以上たちますが、この間、「アイヌ民族は本当にいるのか」「本当に先住民族なのか」という根本的議論に挑んできた方は残念ながらまだ一人もいないのが現実です。

良識ある言論の府として、数の力でひとつの意見を封殺しようとするのは、自殺行為だと思えてなりません。

一方通行の決議案などに時間を費やすのではなく、ぜひ双方向で私の議論にこたえていただきたい。

私の弁論を手続き上、聞いたのちに、ただ機械的に採決して「終わり」ではなく、いまのアイヌ施策が本当にアイヌの人々のためになっているのか、

このことをぜひ多くの皆様にお考えいただきたい。

最後にこのお訴えを二点申し上げて、私の発言を終わります。